

第十三回国会 通商産業委員会議録 第三十号

(六八二)

昭和二十七年四月二十五日(金曜日)

午後一時五十三分開議

出席委員

委員長 中村 純一君

理事小川 平二君 理事中村 幸八君

理事山手 満男君 阿左美廣治君

江田斗米吉君 小金 義照君

永井 要造君 福田 一君

村上 勇君 佐伯 宗義君

高橋清治郎君 加藤 謙造君

上林興市郎君 出席國務大臣

出席國務大臣 周東 英雄君

出席政府委員

経済安定事務官 佐々木義武君

(總裁官房経済計画室長)

委員外の出席者

専門員 谷崎 明君

専門員 越田 清七君

四月二十四日

委員小金義照君辞任につき、その補

欠として池田正之輔君が議長の指名

で委員に選任された。

同日

委員池田正之輔君及び青野武一君辞

任につき、その補欠として小金義照

君及び上林興市郎君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

理事小川平二君の補欠として多武良

哲三君が理事に当選した。

本日の会議に付した事件

理事の互選

連合審査会開会に関する件

電源開発促進法案(水田三喜男君外
五十一名提出、衆議院第一六号)

○中村委員長 これより会議を開きま

す。本日はまず電源開発促進法案を議題
としたし、質疑を行います。質疑の通

告がありますからこれを許します。佐
伯宗義君。

○佐伯委員 私はただいまから電源開

発資金の面から安本長官にお伺いして

みたいと思っております。

現在の電力会社におきましては、再

編成以来蓄々と電源開発計画を立てま

して、昭和三十一年度までに約三千一

百餘億を投じて二百五十万キロの開發

を行わんとおるようになっています。

す。資料の面につきましても、鋼材と

かセメントについては、今後における

生産計画の遂行状況とともにらみ合せ

して、初年度に必要な分については実

行可能なりと考えておるのでありま

す。電線等については多少きゆうくつ

な点がありますが、これも銅鉛石等原

鉱の輸入というようなことと関連いた

しましてやつて行けるものと考えてお

ります。おそろくあなたのお尋ねは、

やつては行けるだろうが、その点はほ

かの産業に影響しやしないかという問

題だと思えます。それがためには資金

から電気を優先的に考えるという考え

方も含めつつ計画を立てておるのであ

りまして、大体今の計画の遂行に對し

ては実行できるものと政府の方でも考

えておる次第であります。

○佐伯委員 ただいま安本における總

合的計画の一端である電力開發資金の

心強いお話を承りました。承りました

した。そこでいま一度お伺いしてみ

たいと思ひますのは、この電力資金のう

ち本年度の事業費を見ますと、八百七

十億で、そのうち三百億は見返り資金

によつておるようであります。残り

持つものでありましようかということ

を承つてみたいのであります。

○周東國務大臣 この点はごもつとも

なことと思ひます。しかし今日の状況

からいたしまして、民間資本の蓄積と

いうものも毎年々々最近ではあるよう

な状況でございます。ことに最近にお

ける税法等の改正におきまして、資本

蓄積、内部留保等につきましては、大

分各産業——これは電気会社だけでは

ありませんが、一般的な法人関係にお

いても資本蓄積がふえてくるようであ

ります。一面民間会社等の社債に應募

する資金源というものは、一面におい

てはある場合に今御指摘のような資金運

用部資金によつて應ずるということも

考えられるのであります。が、こうい

う面については御承知のように資金運

用部の資金も年々増加しております。

今度はいろいろ銀行の方から御意見

が出てくるくらいに、郵便貯金の金利

の大幅の引上げというふうなことも考

えられており、あるいは今度提案中

の簡易保険の保険金の増額というよう

なことからいたしまして、新たに長期

資金に充てらるべき資金源というもの

間資本並びに政府資金関係の方面から電力会社等の社債に依り得るよう考へて向けて、しかもこれに優先的に向けて行きたいと考えているのであります。御指摘の自己資金としての株式の増資というにはかなり問題があると思ひます。それでありながら今度もかなり電力料金の引上げ等に関して大幅な配当金の増というのを考へて来られたわけでありますが、これはもつともな考へ方ではあります、私どもは株式の増加をするということ、ことに政府がそういうところに力を入れているという考へ方から、一足飛びに一割五分の配当に持つて行くというこ

とはいかがか。なるほど一般企業から見れば株式の配当というものがかなり多ければ株式に依りやすいということがありましようが、私どもの考へ方といたしましては、一割五分の配当ということを必ずしも否定はしない。しかしある程度企業努力によつて利益から株式の配当の増加は考へて行くのが原則であつて、できるならばそのコスト計算においても株式を保証するようなかつつうになりませんが、料金を上げて一定の株式の配当まで持つて行くという考へ方については原則的には否定的であります。しかし今度私どもの方では一割くらいは料金の引上げによつてコストから配当金を確保するということも一つの考へ方であらう。あとの五分くらいはのところは企業努力、あるいは経費の節約によつて出すということによつて行けないかということをお聞きしておりますが、私は電気事業の公益性というのを考へて、これは今日株式の配当が多いとか少いかという問題ではなくて、そういうことよりも分量をふ

やしてもらうということのみに国民大衆は希望があるのであります。ある程度各電気の需用をなすものに対する株式の配当というものを希望している向きもありません。配当に株式の増資もできるのではなからうか。その間一時的な金融的措置といたしましては、先ほど申しましたような資金運用部等の金融債引受けによる銀行からの貸出し、あるいは長期資金に持つて行くという考へ方ではあります。まずそういう方面においては増加ができるものではなからうかと考へております。

○佐伯委員 昨年度までにおけるわが国の電源開発資金の大部分は自己資金にまづこととなく、要するに政府資金が多いのであります。本年度からは三百億に五百七十億という膨大な比率が自己資金によつてまかなわれなければならぬといふことになつて参つております。のみならず過去における電力会社はほとんど借入金でありまして、資本の十倍以上の借入金を持つています。ことに御注意を願ひたいのは、公益事業は總じてその社会性から制約を受けまして、いずれの会社におきましてももうかつて、そしてそれを社内保留金に振り当てて行くことは不可能な現状になつてゐるのです。安本長官にもよく考へて願ひたいと思ひます。こゝろは、こゝろのことをお聞きするゆゑんは、新たな特殊会社が出発することの前提として、非常に重要な役割をするという点から伺ひたいのであります。今日まで電力会社が資金の大部分を借入金によつて建設して来ている。しかも自己資金の十倍以上の借入

金を持つてゐる。ところが本年度からは八百七十億という建設資金のうち、三百億だけが見返り資金で、あと四百七十億という膨大な資金も自己資金で用意しなければならぬ、その内訳の中で、七十二億は倍額増資、それから百六十億の社内保留金というものは利益金です。ところが現在日本における公益事業におきまして、利益金から建設費に振り充てるといふことが資金が生れて来ている会社はないのです。今一割五分の配当をやれば株式が有価証券といふことで証券市場において資本の増加が可能であるという御説明を伺つておりますと、今度の電力料金値上げを全面的に御承認になるかどうか。全面的に御承認になるならばたゞいまお答へする七十二億の資本の増加をまず可能と見ましよう。その次にこの百六十億という利益金を建設費に振り充てての考へ方が、大体今までの足取りを見ますと、一部公益事業等は電力料金とかあるいは鉄道料金等が値上げをいたしますときには、値上げと同時に、陰にひそんでゐるその労働賃金の値上げというものがそれに付随してゐる。インフレが停止したとは見られませんが、現実におきましてはそういふことがうかがわれる。電力料金を値上げして一割五分の配当が可能であるかないかといふことは、来るべき時期になりまして容易ならぬ変革を来す。

○佐々木(通商)政府委員 それでは電力会社の自己資金の内訳をもう少し詳しく申上げます。二十六年と二十七年を比較して申上げた方が便宜かと思ひますので、両方について申上げます。二十六年度は、内部留保が百十四億で、社債が七十億、増資はありません。借入金が九十億、それから需

用者負担という特殊なものがあるのでありますが、これはあとで御説明申し上げますが、これは二十六年度にはございせん。二十七年でそれをどういふふうに見たかといふと、内部留保が百四十五億、社債が百十三億、増資が七十二億、借入金が二百十億、需用者負担が三十億、こゝろに比して、二十六年度は、これは主として積立金でございまして、二十六年に比較しても、さして増加していません。このくらは当然積立金として、償却分として保留する分でありまして、これはあまりいたして問題はないのではないかと考へております。社債の方も、これもずいぶんこの審議をいたします際に、公益事業委員会、大蔵省、それから安定本部等の次官クラスくらいの人たちが集まつて、協議会を開いて何度も

○岡東國務大臣 私どもは、電源開発の計画を立てる上において、その最も重要な点における資金計画について、先ほどから申し上げましたように、このくらいの程度のものであるならば、実行可能なり、かように考へておるのですが、資金の内容等につきましても、多少御意見の違ひ点があると思ひますので、一応政府委員から詳しく説明いたさせます。

それから次の増資が、おつしやつたように一番困難な問題かと思ひます。また先ほど長官のお話もありましたように、今度の料金値上げ等との見合ひもあることとございまして、この点は相当問題かと思ひます。しかし今度の問題さへある程度合理的に片づきますれば、これもそう問題なしにできる

用者負担という特殊なものがあるのでありますが、これはあとで御説明申し上げますが、これは二十六年度にはございせん。二十七年でそれをどういふふうに見たかといふと、内部留保が百四十五億、社債が百十三億、増資が七十二億、借入金が二百十億、需用者負担が三十億、こゝろに比して、二十六年度は、これは主として積立金でございまして、二十六年に比較しても、さして増加していません。このくらは当然積立金として、償却分として保留する分でありまして、これはあまりいたして問題はないのではないかと考へております。社債の方も、これもずいぶんこの審議をいたします際に、公益事業委員会、大蔵省、それから安定本部等の次官クラスくらいの人たちが集まつて、協議会を開いて何度も

次の借入金でございますが、これは先ほどもお話がありましたように、この中で百三十億ないし百五十億を、初めは百億の考えで行つておりましたのが、預金部の金融債の引受分からつくりましたらどうだろうかということになりつておりますので、去年と比較して、純増分としては、ひもつきを除きますとほとんどありませんので、これくらいは行けるであらう。あとの需用者負担は三十億つくつておりますが、初めの考えでは、業界の人たちの話を聞きますと、大口需用者等にある程度資金を社債等でつければ、あるいは電気の供給等と見合つて相当の金が集まるのではないかという話が相当多うございましたので、一応三十億くらいは軽く——軽くという用語弊がありますが、何とか方法によつては集まるものではないかということで、特に需用者負担というものを掲げたのでございませう。しかし、この扱いはその後どういうふうに扱うのか、いまだ電力会社も正確にきめておりませんでしやうし、政府といたしましても、まだこの問題の具体的な解決までには入つておりません。大体全部を合せますと、五百七十億という自己資金の調達分に關しましては、増資の面で若干問題があるだけで、ほかはほぼ大丈夫ではなからうかという感じがいたします。

○福田(二)委員　ただいまの政府委員の説明にあつと補足をさしていたが、ききたいと思ひます。それは増資の問題であります。増資が若干むづかしくはないだらうか、問題になつておるといふお話であります。私は増資は必ずや

いう意味合いで、いよく配当が一割つくのだということになつて来れば、私は大体六十円くらいのものはなると思う。増資をいたしますれば額面でもらえるのでありますから、そうすれば、そのプレミアムの十円というものはかせげるといふことになるのであります。当然株価も七十円くらいまで行くようになるだろうと思ふのであります。そういうことから考えまして、増資というものは、一割配当であっても決して困難ではない。将来また一割五分の配当ということになれば、一割五分を見込んで、一応今の株価水準から全部を計算してみると、七十円でも、七十五円でも、八十円になつても、一割五分まで配当があるということになれば、できることになるのでありますから、政府として大体一割程度までは一応認めてやろうという方針でありますならば、私は増資は、一応倍額増資という金はできるのじゃないか、かように考えております。

○佐伯委員　たいへん私どもが樂じておりました、政府が特殊会社をつくれるゆえんのものは、現電力会社ではなか／＼資金も困難である、能力もないのじやなかろうかというように心配をしておつたのでありますけれども、ただいまの御説明によりますと、何ら心配はない。現電力会社では、すでに三千有餘億の大きな経費を立てて、二百数十万キロの開發を行つておるのであるに、支障はないだろうという御説明を承つて、非常に心丈夫にしておるのであります。なお先ほどの数字の上において、いささか私の調べと違つておるところがございますが、これは後ほど伺ふことにいたしまして、政府は新たに

な特殊会社を設立して、そこで約二千六百九十有餘億を役じまして、二百六十七万五千キロを開発せんとする計画を発表されておるのであります。この建設費の中で伺つてみたいのは、九電力会社が建設いたしますキロ当りの建設費よりも約三割ほど安くついている。もつとも電力会社におきましては送電線、あるいは変電所の設備というようなものも入つていゝかと思ひますが、つまり現電力会社が二百五十万キロに対して三千百餘億を要するのに対して、特殊会社では二百六十七万五千キロを開発するのに對して、二千六百九十有餘億、約一キロ當り十萬になつてゐる。そうすると、電力会社の場合建設費よりも非常に安くつく。これは何か発電所外のものが含まれてゐるのと考えますが、そういうものがあるのか、また裸にして同じような建設状態において特殊会社は安くできるのであるかといふことについて承つてみたい。

○佐々木(義)政府委員　ただいまの御質問の數字でございますが、電力会社の方には送電設備及びその他の改良費を含んでおりまして、これが千四百億ばかり入つておりますので、それを引いてもらいますと、それほどひびき差にならぬ勘定であります。なおそれについていたしましても電力会社の分と特殊会社の分では新規の建設分を計算いたしますと、この前にも申し上げましたように、発電コストで電力会社の方は二円六十五銭キロワット・アワーでございませうが、特殊会社の方は三十一年度配当なしの場合には一円九十四銭、これに六分の配当を見ますと、二円四十五銭キロワット・アワーになります。

持つて来るであろうと考えさせられます。そこで私はむしろそういうことよりも、現在の電力会社はすでに緒につけておるのでありますから、一応はこの資金の安定を来さしめて、そしてこれが完成をまつてさらに新たな計画を立てられることが安全なように思うのであります。しかしこのこともまたおそろく政府といたしましては不安がないという御答弁になるかと思ひますので、この質問もこれでおきます。

そこで聞いてみたいと思ひますのは、政府が発表しておられますのは二百五十万有餘キロ、大きいようでありますけれども、大して大きなものとは見られな。政府でなければできないものとは考えられない。ということについては、すでに日本には既設一千万キロというものが民間でできておる。その上に今度また三十一一年までに民間の二百五十万キロというものを政府は何とか資金ができるだろうというふうによつておきます。そこへ持つて来て全国一社という大きな性格のもとに、わずかに二百五十万キロの特殊会社が生れ出る必要があるであらうか、この点なんです。これはまじめに、安本長官からお伺いしたいのであります。この全国一社という性格は、正直に受取つてもらわなければならぬのであるが、電源開発というものの性格が、国家という強大なる権力を背景とした特殊の全国一社という体系の会社ができることといたしますならば、私は企業能力を失うものであるということは、正直に安本長官はお考えになられるであらうと思ひます。二百五十万キロくらいでありますならば、現在の既設電力会社が一社で一千九百五十万キロに達

するのと対比いたしますと、規模の上におきましても、能力の上におきましても、技術陣営の上におきましても、どの面から見てもこれよりも劣る。小部分のものであります。さうなものがその必要な電源開発地点の会社をつくるというならば、これは国家的な電源開発を阻害することはなからうけれども、かような小さなものが大きなものを全部抑圧するがごとく全国一社の特殊会社というものに無理があるのではなからうかという点を私はまじめに考えさせられるのであります。もつともこの全国一社の特殊会社をおつくりになるという場合に、現在の既設の設備の中には御承知の通り旧日産の全国一社の送電線があるのです。これを一応取上げられて、そうしてその計画のものに全国一社をおつくりになるというならば、私は理論の筋も通ると思ひます。その方を全然手を触れず、そして技術陣営も持たなければ、何らの関係的対象のものをおつくりになるところに私は非常な無理があるように考えられるのであります。この点について何とかひとつまじめな、納得の行く御説明を聞かしていただきたいと思ひます。

○周東國務大臣 党の方から提案せられておりますので、提案者から説明するのが正しいと思ひますが、政府も自由党の案に同調いたしておりますから、便宜私から申し上げます。ごもつともなお話でありますけれども、全国一の電源開発を一社に独占するということとは、この法案には出ておらないのであります。電源開発をする一つの特殊な形態として、ここに特殊会社ができるということにはなつております。電源開発は、あくまでも従来の九つの電力会社はもとよりのこと、地方公共団体も、また各企業の自家発電も、これはみな並行してやつて参るわけでありまして、この点は従来の日産のごとき、全国を一社に統一してそれだけが電源の開発をやつて、ほかのものには一切だれにもやらせないということには、よほど違つておるのであります。今度のは、往々にしてこの特殊会社が全国一社で開発を独占するがごとくに見誤られがちであります。この点ははつきりと申し上げておきたいと思ひます。しからば新しく、どの部分でも担当する電源の開発機構として特別な会社をつくるか、こういう御質問ならそれはわかりません。従来の九つの会社だけでもやれぬことはないではないか、こういう御意見のように拜聴いたしますが、これは私は考え方の相違だと思ひます。現在九つの会社の考え方に置きまして、いわば公益事業委員会等の考え方でも、今の会社だけで独立にやれないような経済状態なり、会社内容といふことでは、むしろ新しい会社をつくつてやりたい、それには今の九電力会社の二社なり、三社なりを合同した新しい会社機構をつくつて、それでやりたいという意見すらあるくらいであります。これは新しく開発機構ができて、別に異議はないのじやないか。問題は、今伝え聞く公益事業委員会の案では、民間会社の合同による新会社をつくるということと、私らの、法律に基く一つの特殊会社をつくつて、それで一部を担当して行こうというところだけの相違である、こういうふう

に私は思ひます。

○中村委員長 ちよつとこの際申し上げます。本会議が開会されて記名投票がございまして、暫時休憩いたしたいと思ひます。記名投票終了後再開いたします。

午後二時三十三分休憩

午後三時六分再開

○中村委員長 休憩前に引続き会議を開きます。

この際お諮りいたします。理事小川平二君より理事辞任の申出がございまして、これを許可し、その補欠として多武良哲三君を理事に御指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議がなければ、さうとうりからいます。

なお農林委員会より臨時石炭鉱復旧法案に關し、連合審査会を開きたい旨の申出がございまして、連合審査会を開くことにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議がなければ、さう決定いたします。

○中村委員長 それでは先ほど引続き、電源開発促進法案に關し、質疑を続行いたします。佐伯君。

○佐伯委員 先ほどの安本長官のお話では、全国一社というのには、あえて他の公営あるいはまた民間企業を許さぬものでないというお話でありました。が、私どもの全国一社と申しますことは、公営企業にいたしましたとしても、あるいはまた自家発電にいたしましたとしても、

各九電力会社にいたしましたとしても、全国を対象にしておらない一定地域の電源開発という特定のものではありません。しからば今度の特殊会社と申しますものは、全国を対象とすることができるとであります。こういう点を、われわれは全国一社制と云うのであります。この点については、先ほどの安本長官のお話によりますれば、公益事業委員会が出している特定地域における電源開発をする特殊会社という性格のもののように聞くのであります。この電力会社は、全国いかなる地域でも随時随所にその地点を選ぶことができるのであります。つまりこの特殊会社の企業区域と申しますのは、全国を対象としておるのであつて、それでこれをわれわれは全国一社制と信じておるのであります。なおまたこの電源開発株式会社の説明内容並びに法案に盛られて一貫しての考え方は、やはり全国一社の特殊会社であるということ、すでにこの法案の中におきまして、この会社以外に電源開発会社の名を使つてはいかぬということではつきりしております。こういうことの必要はどこから来るか。それからまた政府提出の説明書の中には、昭和三十一年までは九電力会社のいづれ／＼な開発地点、その他の計画、資金を発表しておりますけれども、その後のものは全部電源開発会社がかかることと説明になつております。これはもちろんそこに附則といたしまして、それから必要あらば電力会社の開発計画をなさしめるといふふうに説明はしてあります。説明はしてありますけれども、元来この特殊会社がかくのごとく大げさに生れ出るといたしますならば、おそろく

電力の総合的な性格上、私はやはり今後はこの会社において全国的に開港だけのことを行って行かれるべき性格だろうと考えられるのであります。この点に対する御見解を承つてみたいと思ひます。

○岡東國務大臣　なるほどほかの九つの会社はそれ／＼の地区の中にある開港をすることになつております。その点から見ると、こちらの方は各地域にまたがついて、箇所を開港し得るといふ点について、これが全国的な会社だと断定される。それはその意味においては、その通りでしょう。私の言うのは、よく言われるようにこの開港会社というものが全国一社で、電源の開港はこの会社においてばかりにはやらせぬ、こういうような独占形態ではありませんといいことを言つてゐるわけですね。

よく日露の再現代とかいふことを言われましますがその点なのであります。これははつきりしてしまひたい。日露では全国至るところでも、公共団体にも開港を絶対に許さないで、あれだけの独占的な形態だつた、ここに全国一社という意味があつたわけでありまます。それと比較したら違ひの点であります。をはつきりしておきます。もしも開港の地点がほかの九会社のように各地域別になつておらぬということを御指摘になつて、これが全国一社だといふような觀念におとりになるならば、これはその通りであります。その点に私は異議はありませぬ。しかしこれなども無制限にやるといふようなものではなくて、おおよそ特定された箇所について、なるほど九電力会社よりも広い地区にまたがつておられますけれども、独占するにあらずして、急ぐ電源開港

に對しては他の九社も並行してそれぞれ担当して開港を進めて行くといふことを私どもは強く主張したいと思ひます。

それから三十年までの計画はいろいろあるけれども、それ以後はこの特殊の電源開港会社だけにやらせるのじやないかという御質問であります。これは私もその後における動き方はどうなるか、先のことはよくわかりませんが、ただいま考えておられますところにおいては、その後独占的に開港だけはこれが担当するとかいふことは考えておらないのであります。

○佐伯委員　安本長官の全国一社觀念といふものの必要性は、どこから起つて参るかと私も申しますのは、企業の性格が対等のものでありますれば企業意欲を阻害しないのであります。が、もし同一企業の中において権力的なものがありまますと、どうしても一方が衰へるということにはまづ正直にお受け取り願ひたい。企業といふものは自由な立場において競争しつつ進歩発展して行くものである。ですから社会主義理論から申しますならば、国有化といふような問題は同一事業がごとく国有化されるべきものであつて、部分的に国有化すべきではないという信念をわれ／＼は持つてゐる。全国一社でなくて、各個々の企業会社にも電源開港せしめるのだと言はれることは、それは申し上げるまでもなく現在はそのなつておりますが、全国一社の特殊的な、権力的なそういうものが存在すること自体が、むしろその企業における発展性を阻害するといふことをわれわれは案ずるのであります。現に日本の

御承知の通り国有鉄道は明治三十三年に国有化されました。爾來ごらんの通り日本国有鉄道は非常に発展して来たといふ申しますけれど、欧米各国に比較したりますと実に三等國のイタリアと同じです。そして地方鉄道はどういう状態に置かれておるかといふと、大木の陰にひそんでおるがごとき日陰者である。そしてそこには民間企業の創造意欲といふものは盛んにはなりませぬ。だからそういう場合には、すべて鉄道は国有とすといふ一つの原則に基いて、一種の人類平等の原理に立つことが最もいいことであらう。今度のこの特殊会社の性格は國營ではありませぬけれども、國家管理の性格の非常に強いものとわれ／＼は見えております。

こういふものを御採用になる場合には、好むと好まざるにかかわらず、電力事業を全部こういう性格にするのだといふことでは問題は無い。非常にあるにないものの存在が電力界に生れ出ることは確型である。現に日露がどれだけ非難されたか。私はこういうことを攻撃したくありません。この特殊会社それ自体が特權的なものを持つて生れ出ることは、日本國民の一人として見ますと、せつ／＼の電氣事業の出身をくじくものであるといふ強い觀念を持つのであります。そういう点から全国一社制を非難するのであります。しかしこれは見解の相違で、そういうものは生れても何でもないのだとおつしやればそれまでのことであります。結果を見なければ明らかにならぬと存じますけれども、今安本長官のおつしやるようなものでありますれば、いま一步お譲りになさつて、特定の地点における特殊会社をおつくり

になるというだけの難量をお持ちになることはできないのであるか。それ以上これを一つにしなければならぬといふ理由はどこにあるかといふことを承つてみたいと思ひます。

○岡東國務大臣　その点は結局意見の相違です。政府が財政的にゆたかであれば、お話のように地点ごとに特殊会社をつくつてみることも一つの行き方かもしれません。しかし今の状態ではそういうふうにとくさんの地点ごとにつくるだけの財政的餘力もない。しかも一面には民間企業としての九電力会社もありまますし、それに対しては政府はやはり見返り資金なり資金運用部資金といふものの融通もいたしまして、できるだけ開港については協力をしておるものであります。それと並行して、特に國土総合開發等の見地に立つて電力發電といふ立場に立つて洪水調節と、沿山治水の立場に立つて洪水調節なり灌溉用水に対するダム建設を総合的に考えるときに、それに対してまゝとまづた行き方をして行きたいといふ意味もありまますし、特に政府の出資による民間会社は、法律こそ特別法でありまます。これは公社でも何でもありません。特殊法人でありますけれども民間法人であります。そういうものをほかの会社と並行してやらせることがなぜ悪いのかとも思ふのです。総合開發計画に基く電源開港を、そういう国で出資した会社に総合的にやらせつつ、他

の会社と並行して早く電源開港を促進する、こういう立場に至ると意見の相違になると考えます。今のお話のように特殊地域別に別々に特殊会社をつくらなければならぬとも私は思ひません。まずこれでやつて行つて、それで背負

い切れないようだつたらまた別につくこともよろしいでしょうし、また民間の会社の合一によつて一つの新しい会社をつくるのも私はよいと思ひます。私はそのところが、物事は常にある意味においては一線を画して、右か左かといふことでなくてはならぬといふことを考えるのは、日本人の潔癖性かもしれません。が、経済の運用にあつては、右にあらざる左といふことでは、右にあらざる左といふことの運用を的確にするものとも考えてお

りませぬ。

○佐伯委員　どうも安本長官に敬意を表しておりますが、右か左かは、反對に私の方から御質問したいのであつて、何も私は特殊会社をおつくりになるのが悪いといふのではありませぬ。企業にはいやくも安定性を与えなければ、その企業は発展しないこと、私が言うまでもなく、安本長官はよく御承知である。いんやん電力や鐵道事業は、龐大なる建設を要する。ここに國家が資金を認可制にいたしましたり、施工方法にしても免許を与えたり、あるいはまた供給区域には一定の權限を与えたりしておるのであります。私の言ひたいことは、そういう一定の制約を受けると同時に、國家は一定の保護を与えておる。それが義務と同時に保護を与えられる權利がある。しかるに今度の特殊会社のみは、随時隨所に、それに超越していつてもやれぬ、こういうことになつて来るのであります。國家であるがために、さしつかえないのだとおつしやる。この点であります。なるほどいかなる面におきましても、この九つの会社以外に、同一の会社であればさしつかえない。今度

の会社は、なるほど特殊法人だとおっしゃいます。しかしながらその構成要素を見ますと、強い国家政治意識が介在してある。国家が過半数の株式を所有し、その経営者は国家が任命するといふ国家管理の強い意思が、私は入つておると思ふのであります。また特権的なものであるといふことを、國民のごとく感ずるのであります。そういう意味から、せつかくわれ／＼は龐大なところの投資をして、建設をやります場合においては、制約を加えらるゝと同時に、一定の保護を与えて安定性を保持していただくといふことが、企業発展上必要である。またそういう方針で電力九分制といふものの法の建前ができておると思ふ。その根本法の建前をそのままにしておいて、さらに国家性を持つておるがために、いつ何時でも、どの供給区域の電源も開発されるのだといふことが、これは、さういふものであるかといふことを私は憂えるのであります。しかもその面、安本長官にさらに技術的に伺つてみるのは異なことでありますが、全国における大規模の電源開発、特に国家の資本を投下して特殊会社をつくらなければならぬという性格の電源地点といふものは、さうたくさんあるとは考えません。昨日は斯界の権威者であられる久保田さんに、私はその点に重点を置いてお聞きした。北海道においても一、二点でございましょう。九州においても一、二点でありましょう。四州は吉野川を中心とするくらいのものであります。本州においても熊野川とか只見川といふのが主力でありまして、あとさらに天龍川にしても、庄川にしても、こういうものは取上げられ

なくても、現在の九電力会社で能力があると思ひます。さういふしますと、現在いささかでも電氣に対する知識のある者でありますれば、日本全国に幾つかにばらまかれておるところの発電所を、一つの企業体で、どういふ技術的な関連性があるか、またどういふ河川行政との関連性があるか、これで私はさういふのは、それがために久保田さんにお聞きした。何の關係もない。また現実にはありません。九州の発電所が北海道の発電所と何の關係があるか、技術の上にも何も關係がないのであります。久保田さんなどは、その点に対してはた資金關係だけであらう。こういうふうには全国一社にしなければ資金ができないと言われらるゝから、それはよいでしよう、こういうことを言つておるだけだ。こういうふうにいふのは承るものであります。この面から、安本長官が全国を一つにしてやらなければならぬといふ、技術的な面からの理由を伺いたい。要するに、北海道その他において五、六箇所の電力開発をやるのに、こういう技術的な關係が起つておる。またこういう経営上の關係が起るといわれるやうなことが明らかにわかりますれば、合理的にわかりますけれども、ただ觀念的に、めんどやうであるから、全国一つにするといふやうなことに聞くと、さういふ面、この面の説明をもう一ぺん承つてみたいと思ひます。

○關東國勢大臣 お話の点は、結局この会社のできた後における開発計画の進め方なり、その技術陣の間の問題に關連することだと思ふ。私どもは、先ほど言つたように、金があれば別々に特殊会社をつくるのも一つの行き方

かもしれないといふことを言つておりました。これは初めてさういふ議論がありました。その点はつきりしませんが、一つずつ別々につくつて別々のところに金を出してくださいといふ話があつた。それを一つにつくつて置いて、漸進的にやつて行つてどうして悪いのですかと私は言ひたい。この運営の問題について、法律に現われぬことでもありすけれども、この会社がどこもかもやろうといふことじやない。形式的には、お話のように、こういうものを一つつておき、しまいは九電力会社にやらさないで、どこもかも全国やるつもりじやないかといふ御質問がさつきありましたが、なるほど法律の上においては、これはやれるやうにできておるやうですが、この特殊会社は、限定した場所でお金に金もかかるやうな所を、政府が出資したり、いろいろな恩典のある關係から、できるだけコストの安いものをつくらして行こうといふ一つの考え方があつたわけだ。さういふ意味からいひましたら、国家資金の出資、あるいは免稅等いろ／＼の特典のあるやういふ特殊な会社によらして行くといふことは、私は理由があると思ふ。その際、それは關係のない北海道とか何とか、どうして別々に技術陣をとつて、どうして調査をこれから進めて行くのか、これには何も素材なり、準備がないじやないかといふところが突きたいような御質問の内容ですが、私どもも、この会社の運営にあつて、技術陣なんかをそろえるときに、おそろく提案者も言つたと思ひますが、既存の会社等で調査した材料も十分活用しますし、技術陣は両方で使えるものは使うといふやうな考え方でもつてく

という面からも考えておるのであります。その点は今後の運営に關係して来ると思ひます。私どもは、この会社といふものが、総合開発の見地に立つた総合性を持つておる会社であり、あるいは相当経費のかかるダムを、できるだけ発電するべき電氣のコストを下げるといふ意味において、半分国家において資金を持つておるところでやらしめて進めて行くことがよろしいといふ考へ方でありす。私の申し上げたいことは、この会社はもう電氣の卸賣に出しておりますが、できれば設備の貸付、譲渡、こういうことをする。ある意味においては、開發会社は電氣を賣るというところが独占的なことになるやうに、むしろ一番経費のかかる發電を安くやるために、こういう特殊会社をつくつて担当しようといふところにねらいがあるのだ、その点は御了承願つておきたい。なぜこれを否定されるかといふことが、私にはわからないのであります。

○佐伯委員 賢明な安本長官に、よく公平に御判断願つていただきたいと思ひます。これは、なぜこれを否定するかをわからぬと言われるが、私どもは否定しておりません。國家が資本を投下されたいに電源を開発なさることも、私どもはこれを拒否しておらぬのです。この点を誤らぬに、よく御理解をお願いするのであります。そのこと自体が、せつかく日本の電源開發の總和に対して影響しないかといふことであります。ところで安本長官にお聞き願ひたいのは、かつて日本發送電が解体いたしましたときに一体どこが悪いのかという論議が行われましたが、發送電

目をするわけではありません。それを一つの会社にしてやらずの、こういふことはさしつかえないのだと言われ、企業自身が、電力の一切の行政を乱し、企業の自主性を破壊する。こういふところに、せつかく燃え上つて来る民間創造意欲というものを無視するものがあるのです。われ／＼は事業人であり、あるいはもうけ一ぱいであるといふふうにおぼしめることも、利益はことごとく国家に還元するといふことを建前にしておる。こういう意味から申しまして、国家がなさることも、われ／＼は何等異議はありませぬ。つまりある一定地点の電源特殊会社をなさるのならば、何らさしつかえない。全国一社というのをなさるがために、全日本における民間企業意欲というものはこれで制止されま

してその生産が飽和点に達したときに、分配、消費するためにこれを社会化する。これは共産主義社会あるいは社会主義社会は別であり、英米の労働党が今日いかにして社会化したか、と申しますと、あれは日本人の社会主義理論とは全然違つておる。彼ら英米において、生産の段階は過ぎて、生産が飽和点に達してゐる。ですから生産を阻害するに至つてない。今日の日本の電力事業はどういう状況にあるかと申しますと、まだ開拓時代である。まだ幾千億の龐大なる資本を要すると思ふ。国家が限られたところの、わくにはまつた予算の限度において、この大資本を集め得るというところは、安本長官は御信用なさるまい。おそらく全国至るところ自由企業になさることが、自由党の政策にも一致するものと私は信じられる。そうしてこれがある程度飽和点に達したときに、国営になさることも、社会化なさることも、われ／＼はあえて反対するものではない。この事例を一つ私はお話いたしまして、そうであるかないかという御証明をいただきたい。わが国の産業界をごらんください。明治三十三年の日本国有鉄道のと

にその後どうですか。数十年遅れて発生しました電力事業は、これはどうかと申しますと、急激に発展いたしました。戦前までにおける水準は、世界の一等国に列するエネルギー源を持つておつたと思はれる。国有鉄道は八十年の歴史を持つて、世界の三等国であり、海運事業はどうか、あの自由企業といひまして、世界の一等国に列するまでに至つたのであります。われは国家管理は、どつちかと申しますと、少くとも開拓、生産がある程度飽和点に達したときにそれを社会化して行く、この段階が最も必要だと思ふ。今、日本における電源開発のためには総力をあげて集中して行かなければならぬときに、国営という美名に隠れて、今右か左かと言われま

願ひたい。もう一つは、ここまでせつかく国がおやりになるのならば、現在の九つの電力会社の中には、今国家が大規模と目せられるところの発電所が、重要河川に関連してあるのですから、これを合理的に取上げていただいて、それを基本にして大いにおやり願ひ、これならばわれ／＼はいささかも反対ないのではありません。安本長官はいま一度御再考になる餘地がないものでありますように。

は、なるだけ安くできるように、こういう機関で開発をやる、でさうした電気については独占的に賣ることを原則としていない、原則として地区々々の会社等に設備が移転されてそれから電気が配分されると思ふ。あなたの説によりますと、どんなに貧乏のときでも開発は全部民間に自由経済でやらせて、配分のときに社会政策をやつて統一せよ。こういうことですか。これも一つの御意見です。いよ／＼国民の生活に影響のある電気を配分するときは、統制して安い電気を配分する、あるいは産業別に調整してやるということがいいのではないかと、御意見のように承りました。これも一つの考え方と思ひますけれども、今日の日本の現状から見れば開発をやるには相当金がかかる、コスト高になつておる。これを一面少くとも大きなところ、場所によつては限定してもよろしいが、その箇所のものについてはできるだけ安く発電させて、單価を安くすることによつて将来の国民生活の向上、産業の発展に資したいということ、開発をいかにしてやらせるか、このやうなことであります。しかも全国的にやる方は、将来あくまでこれを独占するといふ考えはひとつもありません。今申し上げたように限定していいと思ひます。それではどこへやるか、この配分の際に公平にやるかどうかという点については、たび／＼参議院でも意見が出ましたが、私はもつとこだと思ふのです。現在のところどこへやるかといふことはなかつた、言ひにくいのですが、絶対量が足りないのですから、各地域ごとに九つの会社の間で開発する所もありま

いま一つ非常な矛盾がございます。それは、電気が発生されて、それを貸付、譲渡する、この点です。私はこの前安本長官の、自由党の主義主張に對するラジオ討論を聞きまして、非常に傾倒させられた。それとこのお考えとは、たいへん違ふように思はれます。今は開拓時代です。発電の時代、生産の時代です。欧米先進国におけるところの発達過程を見ますと、開拓とか生産の時代は、できるだけ国民の創意、創造意欲を發揮せしめる。そう

の三分の一、フランスの三分の一で、イタリアと匹敵してゐる。国営なるがゆえに大規模に発展するもの、これは、自由党はお考えになれまいと思ふ。残念ながらこの国営が早かつた。しかる

もう一つ、先ほどのお尋ねであります。この会社が全国のどこに開発でもやり得る特権を持つてゐるというお話であります。この点は私も必要があれば特殊な箇所を限定してもいいと私は思つております。あなたのお考えと私はちよつと逆になつてゐる。民間資本だけではなかつた、開拓ができて、この國が相當にタツチして行こうといふときに、民間のものを買つて、それが資金運用の面で助けつ、片一方経費がかかるやうな、せつかく発電をさしてコスト高になるやうなところ

七

し、あるいはこの特殊会社が球磨とか四万十とか吉野とかあるいは天龍、只見の開發をする事によつて電力の絶対量がずつとふえて来る。そうするとその各地域における量の増加した部分と、その間にこの開發会社によつてでき上るところの安いものとをまぜ合わせ行けば、その点で今日のきゆうくつな電力事情はよほど緩和されて行くのではなからうか、その際の一つのねらいをつけて準備をし、あるいはその場合においての臨合融通性に関して、十分に考へて行かなければならぬことだと考へておきます。

○佐伯委員 一応今までの問題はこれで打切りまして、さらにさかのぼりまして、見返り資金を電力会社に貸し付けられておるのでありますが、昭和二十七年以後の電源開發に對し政府の提案を見ますと、見返り資金はほとんど電力会社に引当てておられます。そして電源開發会社には引当ててない。そこで承つてみたいと思ひますのは、この見返り資金の性格はどういうものであるか。そしてこの見返り資金は、特に電力会社の方に全部引当ててあつて、特殊会社の方に引当ててない理由は何か。私のお尋ねしてみたいと思ひます。

○周東國務大臣 その点はおわかりいただけると思ひますが、現在ある電力会社の方へ見返り資金等を貸して、その開發を援助しておるゆゑ

であります。この特殊会社の方に引当てぬかということでありまして、この方へは政府の出資が行つております。政府出資ですから安い金を使へるわけですから、それで初年度でありますので、開發銀行を通じての出資が五十億、それからもう一つ六十億ほどは貯蓄債券の發行によつて得た金をこの会社の方へまわす、こういう形にいたしております。合せて百十億の出資になつております。その方は政府出資で行きます、従つて今日の事態として安い金であります。見返り資金の方は九つの会社その他の方に持つて行く、そういう考へております。

○佐伯委員 私は見返り資金の性格をお伺ひしたいと思つたのであります。が、元來見返り援助資金はアメリカの軍事費においてまかなわれておりますが、日本の關係は、占領政策上の惠みの贈りものとかいわれたように、日本の出方によつてはこれは帳消しにされるものかどうか、また的確にこの金を返さなければならぬものかどうかという問題が先ほどの私の質問に對して関連性を持つてあります。この点をちよつと承つてみたいと思ひます。

○周東國務大臣 まずその前に、見返り資金の性質によつて今度の特殊会社に行くかぬ、あるいは九つの会社だけに行くかというようなことはないのであります。これはやろうと思へばやれぬこともないであります。そういう性格からではありません。それから今お話の見返り資金というものは、アメリカのどういふ資源から来ようとする金で借りて来たものではなくて、これは御承知の通りガリオア

で入つて来た食糧とか石油とかあるいはは油脂というやうなものを日本政府が受けて、これを日本政府が民間に拂ひ下げて得た金であります。それらに對する債務と今まで大蔵大臣はたび／＼繰返しておられますが、こういうものは將來返さなければならぬ性質のものであります。それがどういふ額をどういふ方法でやるかというところはまだきまつておりません。しかしいづれにしても政府が責任を持つて返さなければならぬものでしょう。しかし今の電力会社その他從來見返り資金を貸し付けた方面に對しては、政府がそちらに對して出しておるものになつておりました。その点は自然アメリカに對して直接会社かどういふ責任を負うというやうな關係にならずに、日本政府がガリオア資金に對する返金は責任を負う。その點に基いて、特別會計に入つて見返り援助資金というやうなものに對する債務の取立て、支拂いというものは、日本政府との間に問題が起つて来る。それは他の資金と同じ關係になると私は思ひます。

○佐伯委員 そういたしますと、見返り資金は返さなければならぬ。二十億ドル、七千二百億のこの見返り資金については、今日までわれ／＼が占領政策に忠実に服従して参つた以上、当然日本国民の出方によつては帳消しにしてもらえるものとわれ／＼は強く信じておる。また日本国民も政府もこれを要請するものだと思う。そのかわりアメリカの民主主義体制というものを信奉しなければならぬ。私はそういうふうな考へております。そこで先ほど伺つて見ました点にさかのぼつてみまして、日本政府は電力会社に見返り

資金を使つておる。見返り資金を使うのは日本政府であります。一応先般の承諾を受けなければならぬ。それとも使ひ先の承諾は受けて、自由に見返り資金を使うことができるのである。今までは當然承諾を受けておつたと思ひますが、今後それはどうなるのか、このことをちよつと伺つてみたい。

○周東國務大臣 今までは占領下にありましたので、お話の通り一々相談をし、承諾を受けておつたことは事實であります。独立後においては、それに関してはあくまで日本政府が債務を負うてアメリカと話し合ひをするので、その貸付、取立ては日本政府が自由によつて行けるものと私は考へております。

○佐伯委員 外債の償還金といひ、あるいは見返り資金の償還といひ、賠償問題といひ、日本の國の経済力の底の浅さから考へて行きますと、これらのものをまつた日本の負担で今後返さなければならぬといふことは、政府の責任問題でもあると思ひます。この見返り資金に對しては過去六箇年占領政策を忠実に実行して来たかわりに、政府としてはこれを帳消しにしてもらうべきものであると信じております。そこで電力開發について私は安本長官にお聞きしたいと思ひますことは、電源開發という問題は、おそらく日本民主化のために一番大きな問題であると私は主張しております。私は国会に出まして五年間ただこの一点に集中して来ました。電力再編成に對してもいろいろ反對して参りましたが、日本の民主主義政策の今後、結局この電力再編成にありと見え言われておる。しかるに日本政府なるものは、占領政策がもう終

るか終らぬ前に、アメリカの意思に反した電源開發の特殊会社をさらにまたつくる。こういうことは日米協力の上におきまして、國際親善の上においてもとらざるどころではなからうか。こういう民主化に逆行するやうなことがあるならば、われ／＼はこの見返り資金を返さなければならぬ、こういう考へを私は強く持つております。人おの／＼見解の相違でございましょうけれども、アメリカの建前と申しますものは、強く公益事業委員會をつくつて、政治の介入を完全に断ち切つて、電力事業は電力事業として経済の独立性をもつとはつきりしろということであつたのであります。外資が導入されるのも、決してこの特殊会社のごときのものではないと思ひます。この特殊会社のごとき性格のものが生れたために、せつかく外資導入がされ得る電力会社になされなくなつた。われ／＼は強くそういうふうな信ずるのです。これを國家のためにおかれ／＼は憂へるのです。のみならずこの見返り資金、いわゆる援助資金という根本問題に對して、大きな矛盾が生ずることをわれ／＼は非常に憂へるものであります。私のこゝろは一介の國民の一人でありまして、台閣に列しておられるところの安本長官の責任たるや、將來のこの問題について非常に大きなものがあるうと考へられるのであります。こういうことから電源開發のためのせつかくの見返り資金が、その根本性格をかえて来る。その以外にいつ何時外債の支拂いに對して早期償還を要求せられなかつても限らない。また國家に財政資金をもつてこの龐大な電源開發をする餘裕があるとするならば、現に遺家族援助資金の

社会党を育成し、天下を社会党に譲ると言われた。私はそういうことがあるかないか知りませんが、この点において自由党の一枚看板たる自由主義をかたがり捨てて社会主義に移行せられるのではないかということをわれわれは憂えるのであります。皆様に御参考にしてお考えおき願いたいと思います。

この質問はこれで打切りまして、もう一つお伺いしてみたいと思います。とは、電力行政の民主化ということです。政府は今国電力審議会というものを設けられるのであります。最近新

開紙上に伝えられる行政改革というもののから見ますと、公益事業委員会を廃止なさるるに見られるのでありま

す。これが通商産業にでも吸収される

ということがあるのじやないかと考えま

すが、公益事業委員会は存続せられて

行くのかどうかということをもつてみ

たい。

○周東國務大臣 その点についてはた

だいま行政機構の改革という面では

中でありまして、近く国会へ提出し協

賛を求める運びになると思ひます。そ

の際に全貌が明らかになると思ひます

が、要するに今お話し電力行政の民主

化は必要であります。しかし同時に電

力のごとく、国民生活にも非常な関係

を持ち、また産業行政についても非常

な関係を持ち、その価格料金の決定そ

れ自体が物価政策に影響し、国民生活

に影響するといふ場合には、この行政

は一元化されることが必要である。

しかも一元化の方向に向つて進む際

は、電力プロパーだけやつておる箇所

に持つて行くがよろしいか、あるいは

産業行政全般に於いて日本の経済を

来どう持つて行くか、また一年間にお

ける電力の割当その他を考へてどうい

う産業に電力を優先的に供給しなければならぬか、国民生活に必要な面に

業委員会は存置の価値はありませ

です。これは廃止されるものとわれ

われは見るべきものと考へます。そ

こで伺つてみたいのは、今仰せられ

通り、電力行政の民主化として統一

はかるといふことになるか、かつて

の官僚制とどこが違ふか。民主化の制

度として今度は審議会をおつくりにな

るといふのだけれども、あの審議会自

体が民主化の形態であるとおつしや

のか。先ほどからとかく私の方が右

左かといふことを言うことになりま

す。公益事業委員会はどうか、難物

である、あまりうまく行かぬ、だから元

返せ。つまりもし敗戦前の日本のすべ

ての政体が、非民主的なものであつた

といひますならば、それに逆もど

する。どこにその後における民主化

といふものと違つたところがあるのか

といふ点を承つてみたい。

○周東國務大臣 それは行政機構の全

貌が決定したときに説明されること

と思ひますので、そのときにおける

主管大臣から詳しく説明があると思

ひますが、公益事業委員会といふもの

を、仮定の問題でお話ししますと、や

ことが出来るかと私は考へます。

○佐伯委員 民主化といふ問題につ

きましては、三歳の童子もよく申し

ますが、民主化とは何ぞやといふこと

につきましては、これほどむずかしい

ことではないといふ考へます。そこで

電力行政だけを論じてみますならば、

は民主化といふものは、最も発達した

アメリカがこれを実現しておる委員

会といふもの以外には私はないと思

ひます。いづく公聴会がございま

すか、審議会をつくるか申しまし

ても、かりにその審議会なんかでき

ても、大したことはありませぬ。き

のう、私も建設審議会といふものが

ございまして、私は特にやかましい

男で、いづく言ひますけれども、た

いいてはおどろきのものが多い。し

かし委員

制度となりまして、特殊の権限を持

つて参りますから、それは行きま

せん。

日本の国において民主化といふこと

を言ひますならば、委員制度以外に

ないと思ひます。ところが、日本の

国にお

警戒を要することでありま

す。ところが非常に考へられるのであ

ります。そこで私も民主化といふこと

については、アメリカがアメリカ流の

民主化を持つて来たから、日本でも

つて来た。と申しますことは、アメ

リカと日本は政体が違つておる。日

本は英國流の一種の責任政治とつ

ておる。ところが、あの公益事業委

員会の中には、電力の政治面も入

つておる。認可、免許するといふ

行政事務も入つておる。しかも、た

だ民間から選ばれた五人の委員も

つて、少くとも国家の行政を代行

してゐたり、免許、認可を与えて

みたりといふことが、

き、制度それ自体の組織が悪いと

私は

強く考へる。従つて右左か、悪い

組織を改正せしめてしまへ、こ

ういふところにわれわれは無理が

ある。私は、私も政府に列してお

らぬで、わがかりませんが、安本

長官にお考へ

願ひたいと考へるのであります。あ

れを、民主主義の本体はやはり三

だ。行政の面からは政府が代表

して入るべきものだ。つまり現在

の五人の定数に対して、安本長官と

通産大臣が入ればよろしい。衆議

院は通産委員長と経済安定委員長

とが入ればよろしい。参議院から

一人入る。五人の

数をもつて、十人でもつて審議会

をつ

くつて、そこできめて行くといふ

最高

組織をつくつたならば、公益事業

委員

会は妙味を発揮して行ける。完全

に政

治と経済と行政の三面が対等であ

つて

動いて行くのが、委員制度の骨子

であ

る。それを、ただいたずらに、委員

制

度といふものは妙味がないから

すぐ

やめてしまふといふぐあい、また

も

日本の万般の政体一切が反動的に

スタートに立つて、日本が行政機構を考へるときに、日本は日本的に即した方法で民主化の線を生かしつつ考へて行きたいと思つておりますから、御了承願ひたいと思ひます。先ほどからときどき右か左かということをよく言われますが、速記録をよくごらんください。あなたの言われるように、申したわけではない。物事というものは、右にあらずんば左、左にあらずんば右というように、しつくりと二つだけに限られるものでない、中間があるということも考へて、そこに政治の妙諦がある、こういうことを申し上げておりますから、誤解のないようお願いいたします。

○中村委員長代理 他に御質疑はありませんか。なければ、本日はこの程度にいたし、次会は来る五月六日午前十時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十九分散会

昭和二十七年五月二日印刷

昭和二十七年五月六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所